

平成 26年 6月 13日株式会社日本政策金融公庫

## 京都の伝統技法の輸出に「海外展開資金(クールジャパン関連)」を全国初適用

~ 中国(香港)への海外展開を行う小規模事業者を支援 ~

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)の京都支店国民生活事業は、株式会社でんで ん(本社:京都府京都市下京区、社長:田尻敏寛)に「海外展開資金(クールジャパン関連)」を適用し、今般、運転資金1,000万円の融資を実施しました。海外展開資金の中でも、クールジャパンを担う企業向けとしては全国で初めての適用となります。

経済産業省の「クールジャパンの芽の発掘・連携促進事業(プロデューサー人材派遣事業)」に採択された同社が、「京都の伝統産業が支える、スマートフォンの新しいお洒落」をコンセプトに、西陣織に使われる伝統技法である「引箔(ひきばく)」を核とするブランド「箔面 HAKU-OMOTE-」を構築。香港の商業施設や欧米の一流レストラン・ホテル向け等にこの技術を活用したスマートフォンケースをはじめとして金銀箔の壁紙などのインテリアを販売する計画で、今回は、これら輸出事業の拡大に必要な運転資金を融資したものです。

海外展開資金は、小規模事業者・中小企業の海外での事業展開を支援する融資制度です。26年4月には、株式会社海外需要開拓支援機構の出資等を受ける事業に直接的に参画する方やJAPANブランド育成支援事業等の補助金を受けている方向けに融資制度を拡充しました。

日本公庫は同資金を通じ、今後も日本における生活文化の特色を生かした魅力ある 商品・サービスを取扱う、いわゆるクールジャパンを担う企業を支援してまいります。

企業	名	株式会社でんでん	代表	表者	田尻敏寛
住	所	京都府京都市下京区上柳町 222-1206	業	種	雑貨販売

海外展開事業の概要 <海外展開先:中国(香港)>

伝統技法の中に隠れていた「引箔(ひきばく)」(注)の技術を用いたスマートフォンケースを開発。経済産業省の「クールジャパンの芽の発掘・連携促進事業(プロデューサー人材派遣事業)」に採択されました。今般、香港の商業施設 Harbor City で販売するほか、欧米の一流レストランやホテルにも B to B での取引を行う予定です。

(注) 西陣織の箔工芸の技術のひとつで、金箔の退色による陰影と銀の酸化により無限の色数を表現するもの



「株式会社でんでん」へのお問い合わせ TEL:075-200-3633 (田尻社長)

## 「海外展開資金」の概要

経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、次の全てを満たす方 1 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。 2 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の(1)~(4)のいずれかであること。 (1)取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること (2)原材料の供給事情により、海外展開をすること (3)労働カ不足により、海外展開をすること (4)国内市場の縮小により、海外時間をすること (4)国内市場の縮小により、海外開下すること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む)  国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 逮転資金 7年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置3年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 2 海外属接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事業の場合は特別利率③)					
1 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。 2 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の(1)~(4)のいずれかであること。 (1)取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること (2)原材料の供給事情により、海外進出をすること (3)労働力不足により、海外展開をすること (4)国内市場の縮小により、海外の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む) 国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行り、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率区(中小企業事業の場合は特別利率②) 2 海外属開事業を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事					
ける事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。   2 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。   3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の(1)~(4)のいずれかであること。   (1)取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること。   (2)原材料の供給事情により、海外展開をすること。   (3)労働力不足により、海外展開をすること。   (4)国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること。   (3)労働力不足により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること。   当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金。(海外企業に対する転貨資金、災害復旧資金を含む)   国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)   設備資金 15年以内(うち据置3年以内)。   (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。   基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度)   海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行り、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)   海外展開事業を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)   海外展開事業を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)   海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事					
全球の					
融資対象  3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の(1)~(4)のいずれかであること。 (1)取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること (2)原材料の供給事情により、海外機関をすること (3)労働力不足により、海外展開をすること (4)国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む) 国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。 基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事					
次の(1) ~ (4) のいずれかであること。 (1) 取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること (2) 原材料の供給事情により、海外進出をすること (3) 労働カ不足により、海外展開をすること (4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること  資金使途 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貨資金、災害復旧資金を含む)  国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円) 中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置3年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。  基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行り、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)					
次の(1)~(4)のいずれかであること。 (1)取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること (2)原材料の供給事情により、海外進出をすること (3)労働力不足により、海外展開をすること (4)国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む) 国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円) 中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置2年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。 基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事	融資対象				
(2) 原材料の供給事情により、海外進出をすること (3) 労働力不足により、海外展開をすること (4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む)  国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円) 中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置3年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。  基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率区(中小企業事業の場合は特別利率②) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事	MA SEVI 30				
(3) 労働カ不足により、海外展開をすること (4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む) 国民生活事業: 7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円) 中小企業事業: 7億2,000 万円(うち運転資金 2億5,000 万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置2年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。 基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)		(1)取引先の海外進出に伴い、海外進出をすること			
(4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貨資金、災害復旧資金を含む)  国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円) 中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置2年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。 基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率区(中小企業事業の場合は特別利率③) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事		(2) 原材料の供給事情により、海外進出をすること			
長が見込めないため海外展開をすること 当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む)  国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円) 中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円) 設備資金 15年以内(うち据置3年以内) 運転資金 7年以内(うち据置2年以内) (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。  基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事		(3) 労働力不足により、海外展開をすること			
資金使途 (海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む)    国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)   中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)   中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)   設備資金 15年以内(うち据置3年以内)   運転資金 7年以内(うち据置2年以内)   (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。   基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度)   1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率の場合は特別利率。   2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率の(中小企業事業の場合は特別利率。)   3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率の(中小企業事業の場合は特別利率。)   3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率 (中小企業事業		(4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成			
演金使途		長が見込めないため海外展開をすること			
福介企業に対する転貨資金、災害復旧資金を含む	次人什么	当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金			
融資限度 中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)     設備資金 15年以内(うち据置3年以内)     運転資金 7年以内(うち据置2年以内)     (注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。     基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度)     1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③)     2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)     3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事業	<b>真</b>	(海外企業に対する転貸資金、災害復旧資金を含む)			
中小企業事業: 7億2,000万円(つち連転資金2億5,000万円)	动次四点	国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)			
<ul> <li>融資期間</li> <li>運転資金 7年以内(うち据置2年以内)         <ul> <li>(注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間15年、10年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。</li> </ul> </li> <li>基準利率         <ul> <li>ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は2億7,000万円が限度)</li> <li>海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③)</li> <li>海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)</li> <li>海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事</li> </ul> </li> </ul>		中小企業事業:7 億 2,000 万円(うち運転資金 2 億 5,000 万円)			
(注) 海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン (融資期間 15 年、10 年又は7年)もご利用できます (中小企業事業)。   基準利率		設備資金 15年以内(うち据置3年以内)			
(注) 海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン(融資期間 15 年、10 年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。  基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は 2 億 7,000 万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事	一种多种甲	運転資金 7年以内(うち据置2年以内)			
基準利率     ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は 2 億 7,000 万円が限度)		(注)海外企業に対する出資を行う方については、海外一括返済ローン (融			
ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利率の適用は 2 億 7,000 万円が限度)   1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③)   2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)   3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事		資期間 15 年、10 年又は7年)もご利用できます(中小企業事業)。			
率の適用は 2 億 7,000 万円が限度) 1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事		基準利率			
<ul> <li>融資利率</li> <li>1 海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満たす場合、特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③)</li> <li>2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②)</li> <li>3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事</li> </ul>		ただし、以下の条件に該当する場合は特別利率(中小企業事業の特別利			
<u>を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満た</u>		率の適用は2億7,000万円が限度)			
<b>寸場合、</b> 特別利率C(中小企業事業の場合は特別利率③) 2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事		1 海外直接投資を行う方であって、 <b>クールジャパンの推進に資する事業</b>			
A		を行い、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件(注)を満た			
2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利率②) 3 海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、特別利率A(中小企業事	市次和泰	<u>す場合、</u> 特別利率C (中小企業事業の場合は特別利率③)			
率②) 3 海外展開事業を行う方であって、 <b>クールジャパンの推進に資する事業 を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、</b> 特別利率 A (中小企業事	一	2 海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持な			
3 海外展開事業を行う方であって、 <u>クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、</u> 特別利率 A (中小企業事		ど一定の要件を満たす場合、特別利率B(中小企業事業の場合は特別利			
<u>を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、</u> 特別利率 A (中小企業事		率②)			
		3 海外展開事業を行う方であって、 <b>クールジャパンの推進に資する事業</b>			
業の場合は特別利率①)		<u>を行うなど、一定の要件(注)を満たす場合、</u> 特別利率 A (中小企業事			
		業の場合は特別利率①)			

- (注) 一定の要件とは、次のア又はイに該当する場合をいう。
  - ア 株式会社海外需要開拓支援機構の出資等を受ける事業に直接的に参画し、海外における需要の開拓にブランド創出等を通じて寄与すること(機構から出資等を受けている場合を除く)。
  - イ 国及び地方公共団体が実施する補助事業等のうち、事業化に向けた調査、計画策定、専門家派遣、コンテンツのローカライズ(海外展開に必要な字幕や吹替え等)等に関するものとして、次表に掲げる事業にかかる補助金を受けていること。
    - ・クールジャパン戦略推進事業
    - ・クールジャパン戦略推進事業補助金
    - 新興国市場開拓等事業費補助金
    - ・クールジャパンの芽の発掘・連携促進事業(プロデューサー人材派遣事業に限る。)
    - ・クールジャパン・コンテンツ海外展開等促進事業
    - ・JAPANブランド育成支援事業
    - ・小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金
    - ・伝統的工芸品産業支援補助金(需要開拓事業、意匠開発事業、需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業、活性化事業、連携活性化事業、産地プロデューサー事業に限る。)